

監査結果公表第21－3号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年6月17日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成18年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

平成18年度第2回工事監査（平成21年4月21日付け八水第135号）

平成18年度第3回工事監査（平成21年4月27日付け八建公第303号）

平成18年度第4回工事監査（平成21年4月16日付け八建整第32号）

平成18年度第6回工事監査（平成21年4月8日付け八土み第10号）

平成19年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

平成19年度第4回工事監査（平成21年4月21日付け八水第135号）

平成19年度第5回工事監査（平成21年4月27日付け八建公第303号）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

平成18年度第1回工事監査（平成21年4月10日付け八土下建第47号）

指摘事項		講じた措置または経過の報告		
年度/回	18-1	工事名 平成17年度小阪合排水区第20工区下水道工事 下水道建設課		
（1）設計について ア 共通仕様書に、品質確保の観点からコンクリートの使用区分だけでなく、テストハンマーによる強度確認の実施などを追記しておくことが望まれる。		前回措置通知	2. 措置予定(H19.4.1以降)	その後の措置
		品質確認については、八尾市土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により、管理を行っておりますが、重要な現場打ちコンクリート構造物については、テストハンマーによる強度測定試験の義務付けを特記仕様書に追記します。		1. 措置済 共通仕様書の土木工事施工管理基準に記載しております。